

第2次徳島県住生活基本計画(案)の概要について

◆計画の目的

この計画は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、「住生活基本法」に掲げられた基本理念や「住生活基本計画（全国計画）」に位置付けられた方向性に、徳島県の地域性を加味して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、基本的な方針及び推進すべき施策を定め、徳島県の住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

◆計画の位置づけ

- ① この計画は、徳島県の総合計画である「いけるよ！徳島・行動計画（オンリーワン徳島行動計画）」のもと、住生活基本法（平成18年6月法律第61条）第17条第1項に規定する都道府県計画として、徳島県が定める計画である。
- ② この計画は、徳島県内市町村が地域の実情に応じた住宅施策を計画していく際の指針となるものである。
- ③ この計画は、県、市町村、民間事業者、県民、関係団体と連携・協働が得られるよう徳島県の目指す住生活のあり方を示すものである。

◆計画の期間

この計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。
なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、原則として5年ごとに見直しを行うものとする。

◆計画の基本的な方針

1. 理念

～いけるよ！徳島の住まい～

住んでみたい！住んで良かった！と心から思う豊かな住生活の実現。

2. 重視すべき視点と主な施策

①災害に強い住環境の構築

- ・住宅耐震診断、住宅耐震改修工事への助成
- ・住まいの安全・安心なリフォーム工事への助成
- ・県営住宅における津波避難ビル等の整備促進

②充実した住環境の構築

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進
- ・新築住宅の省エネ基準への適合、既存住宅の省エネリフォームの促進
- ・ユニバーサルデザインの普及・啓発による誰もが暮らしやすい住まいづくりの推進

③住宅の長寿命化推進

- ・「県営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅の長寿命化の推進
- ・マンションの適正かつ迅速なリフォームが行われる体制づくり

④住宅市場の環境整備

- ・県民が安心してリフォーム業者を選択できる住宅改修業者登録制度の推進
- ・長期優良住宅の普及・啓発及び認定
- ・空き家の再生及び除却による空き家の有効活用の促進

⑤住宅困窮者の解消

- ・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給
- ・多様化する住宅困窮者の民間賃貸住宅への円滑入居のための体制構築

◆オープンとくしま・パブリックコメントの募集期間

平成24年2月下旬～（平成23年度中に決定）